

火は見てる

春の火災予防運動が始まります

あなたが離れる その時を

火災が発生しやすい季節を迎え、3月1日から7日までの期間、全国一斉に「春の火災予防運動」が展開されます。消防局は、市民の皆さんに防火意識を一層高めてもらうため、期間中、物品販売店舗、遊技場、飲食店などの立入検査や消防訓練を行います。

問合せは消防局予防課(0798・32・7310) または各消防署へ。

住宅用火災警報器



逃げ遅れないために 取り付けましょう!

住宅火災による全国の死者数が5年連続して1000人を超えています。住宅火災による死者の約6割は65歳以上の高齢者で、その死亡原因の約6割が「逃げ遅れ」です。

住宅火災による死者を減らすため、すべての住宅に、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。取り付け場所は寝室、台所、階段部分です。

大切な命を守るため、1日も早く住宅用火災警報器を設置してください。詳しくは消防署にお問い合わせください。

悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売事例による被害が出ています。不審に思う場合は、消費者センター等の窓口相談しましょう。なお、訪問販売などはクーリング・オフ制度の対象で

すので、購入後、一定期間は契約の解除が認められています。

「NSマーク」付の火災警報器を選びましょう

住宅用火災警報器は、消防署では販売していません。家電量販店、ホームセンター、消防設備取扱店などで購入できます。品質を保証する日本消防検定協会認定の「NSマーク」(左図参照)が付いているものを選びましょう。



命を守るためのポイント

- 3つの習慣
 - 寝たばこは絶対しない
 - ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 4つの対策
 - 逃げ遅れを防ぐために「住宅用火災警報器」を設置する
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防炎製品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器を設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

住宅防災診断

消防局は、住宅における安全性の向上を図るため、住宅防災診断を実施しています。

この診断は、わが家・わが身を守るための目安となる診断を行い、住宅内外での危険性を知らせてもらい、どのように対処したらいいかを問いかけるものです。火災編・地震編・日常事故編の3編からなります。

消防職員が、ご家庭を訪問し、玄関先での相談により災害の対応状況などをお聞きして、住まいに適した対策を説明します。ご協力をお願いします。

参加しませんか 「防火教室」

消防署では、火災の予防や初期消火、消火器の使用方法、通報、煙の中の避難方法などについて学び、実際に身体で覚えていただける「防火教室」を行っています。

申込・問合せは各消防署へ。

放火されない、させない地域に

放火、放火の疑いによる火災があとをたちません。平成19年中、市内で放火および放火の疑いによる火災が70件発生、22年間火災原因の1位を占めています。

放火火災を防ぐためには、住民自らが「放火されない・放火させない・放火されても被害を大きくさせない」という自衛意識をもって、地域ぐるみで放火防止に取り組むことが必要です。

放火は夜間人が寝静まった時間帯に多く発生しています。密集した地域で道路が狭く、死角の多いところや、街灯などの明かりが少なく、放火行為者の逃走しやすい場所など、自分たちの住むまちの環境を今一度確認してください。

私の家の放火火災予防チェック

- 家の周りや外階段の下等に紙類等の可燃物を放置していませんか
- ごみ収集日の前夜にごみが出されていませんか
- 共同住宅等の共用部分を物置代わりにしていませんか
- 自転車やオートバイのカゴに、物を置いたままにしていませんか
- オートバイ、自転車のボディカバーは防炎品を使用していますか
- 玄関、物置、車庫は施錠されていますか
- 郵便受けに新聞やチラシ等がたまったままになっていませんか
- 消火器等は使いやすい状態ですか
- 門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか

119番通報は あわてず正確に!

火事や救急で「119番」通報をするときは、あわてているために場所や状況を正確に伝えられないものです。日ごろから電話機のそばに「住所」「電話番号」を書いたメモをはり付けておき、正確な通報ができるよう心がけてください。

なお、緊急以外の問合せは消防局(0798・26・0119)へ。

通報するときのポイント

- ①火事(救急)です
- ②住所・近くの目標
- ③何がどのように燃えているか、逃げ遅れの有無(患者の人数・性別・年齢・けがの状況など)
- ④あなた(通報者)の名前・電話番号

携帯電話から通報するとき

携帯電話からの119番通報は、電波状況により他市の消防につながる場合があるため、最初に「発生場所の市」を伝えてください。自分(通報者)のいる場所が分からない場合は、公衆電話からかけるか、近くのお宅に通報を依頼してください。

消防テレホンサービス

3月7日まで…春の火災予防運動、3月8日～31日…山火事予防運動。平日の午前8時～午後5時(土曜は午前11時)▷病院情報…平日の午後5時(土曜は午前11時)～翌朝8時と日曜・祝日の24時間

山火事予防運動

山火事は 地球の未来も 燃やします



3月1日から5月31日までの間、「山火事予防運動」を実施します。この季節、野山へ行楽やハイキングに出かける機会が多くなります。貴重な自然・緑を守るため、次のことに注意してください。問合せは消防局消防課(0798・26・0119)へ。

- ①枯れ草等のある火災の起こりやすい場所や強風時、空気が乾燥しているときにはたき火をしない
- ②たき火の場所を離れるときは完全に火を消す
- ③たばこの吸い殻は必ず消して投げ捨てない
- ④火遊びをしない
- ⑤火災とまぎらわしい煙が出るときは消防署に連絡する

過去5年間の林野火災出火状況

平成	15年	16年	17年	18年	19年
件数	0	3	3	4	0
焼損面積(アール)	0	4	2	8	0

西宮北道路(盤滝トンネル)

3月11日午後11時から一時通行禁止に

市消防局、西宮警察署、県道路公社などは、「西宮北道路(盤滝トンネル)内で多重事故が発生した」という想定のもと、消防訓練を実施します。訓練中は通行禁止になります。問合せは市消防局消防課(0798・32・7310)へ。

【通行禁止日時】3月11日午後11時～3月12日午前1時

広告

阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■http://www.ebessan.jp

桃の節句には、やっぱりちらし寿司!

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

広告

過払い金・債務整理(任意整理・破産・個人再生)・相続・離婚等

法律相談無料 弁護士費用分割可
日曜・土曜・夜間相談あり
兵庫県弁護士会所属 弁護士 上原 邦彦
弁護士 松岡 英和
弁護士 板野 陽一

ひまわり法律事務所
TEL: 0798-37-0370(予約制)
*阪神西宮駅徒歩3分、国道2号線沿い
*詳しくはインターネットでご覧ください。
*http://www.himawari-law.net/

ネット・携帯のHPより
24時間予約申込受付